

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

(4) フィンテックによる多様な金融サービスの提供

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	資金移動業者の口座への貸金支払	資金移動業者の口座への貸金支払について、貸金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているかを管理する仕組み（資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など）やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないように留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。	令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置（資金保全の仕組みの実現が前提）	内閣府 金融庁 厚生労働省
4	資金移動業の送金上限	利用者の利便性を向上させるため、銀行を介さずにスムーズに送金を行うことができるよう、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和元年度検討、早期に結論・措置	金融庁
5	前払式支払手段の払戻し	前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されないことによる簡便性に留意しながら、検討を行う。	令和元年度実施	金融庁
6	中小零細企業の資金調達の多様化	a 中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含み海外の法制度の調査を行う（令和元年度前半まで）。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に答えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b 研究開発型企业など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。	a: 令和元年度検討・結論 b: 令和元年度実施	a: 金融庁 消費者庁 法務省 b: 金融庁 経済産業省

7	本人確認手続の効率化	<p>a 取引の性質を踏まえつつ、本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講ずる。</p> <p>b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第13条第1項第1号及び第2号の規定に基づき顧客の本人確認を行った事業者に委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第13条第1項第1号の規定により本人確認を要さないこととできるか否かについて解釈を明確化し、適切な方法で公表する。</p> <p>c 直ちに、金融庁と警察庁とで協議し、正確な法令解釈を明らかにし、公表・周知する。</p> <p>d 本人確認のみ委託が認められないとの法令解釈が確定した場合は、関係業界からのかねてからの要望や本件の経緯を踏まえ、適切な措置を早急に講ずる。</p>	<p>a:令和元年度検討・結論・措置</p> <p>b:令和元年度上半期中速やかに措置</p> <p>c:即時</p> <p>d:令和元年内できる限り早期</p>	<p>a:警察庁 経済産業省</p> <p>b, c, d: 警察庁 金融庁</p>
---	------------	---	---	--